



今年もはや半分を過ぎました。8月は各所で40℃前後の気温や深刻な雨不足など天候に悩まされる日が多発しました。ひき続き厳しい残暑が続くと思われますので、皆様も体調にはくれぐれもお気を付けてください。昨今では、季節感の気温の変化が緩やかではなく秋を感じられる期間が短くなっているという話を耳にします。我々も残暑も負けず健やかに貴重な秋を迎えるよう精進してまいります。

## ～中小企業投資促進税制（特別償却と税額控除）～

中小企業が新たに設備投資をする際に、税制面で大きなメリットが受けられる「中小企業投資促進税制」という制度があります。今回はこの制度の中身である、「特別償却」と「税額控除」について解説します。

### ＜制度対象の法人＞

- 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）  
→※資本金3,000万円超の法人は、下記の特別償却のみ利用出来ます
- 従業員数1,000人以下の個人事業主

### ＜制度対象の固定資産＞※新品である必要があります

- 機械及び装置（1台あたりの取得価額が160万円以上）
- 測定工具及び検査工具（1台あたりの取得価額が120万円以上、または合計取得価額が120万円以上かつ1台あたりの取得価額が30万円を超える）
- 一定のソフトウェア（1の取得価額が70万円以上、または合計取得価額が70万円以上）  
→→→上記に該当する固定資産を取得した会計期間に、制度を利用する事が出来ます。

対象業種につきましては、  
中小企業庁のHPをご確認ください。

### ＜特別償却＞

通常の減価償却に加えて、取得価額の30%を一括で償却することが出来ます。

- 例）300万円の機械装置を購入した場合（定額法、耐用年数6年）
  - 通常の場合……年間50万円の減価償却費を6年間計上
  - 特別償却の場合…上記50万円に加え、300万円の30%である90万円を計上⇒計140万円

### ＜税額控除＞

対象固定資産の取得価額の7%の金額を、調整前法人税額から控除することが出来ます。

（その事業年度の調整前法人税額の20%相当額が限度額となります）

- 例）300万円の機械装置を購入した場合（定額法、耐用年数6年、調整前法人税額200万円）
  - ＜計算＞ 特別控除限度額… $200\text{万円} \times 20\% = 40\text{万円}$
  - 機械装置の購入による特別控除額… $300\text{万円} \times 7\% = 21\text{万円}$
  - 差引後の法人税額… $200\text{万円} - 21\text{万円} = 181\text{万円}$

また、適用年度に控除しきれなかった金額については、超過分を1年間だけ繰り越すことが出来ます。

- 例）上記の調整前法人税額が50万円だった場合
  - ＜計算＞ 特別控除限度額… $50\text{万円} \times 20\% = 10\text{万円}$
  - 機械装置の購入による特別控除額… $300\text{万円} \times 7\% = 21\text{万円}$
  - 差引後の法人税額… $10\text{万円} - 10\text{万円} = 0\text{円}$ （超過額11万円）→翌期に控除可能

このように、大きなメリットを生む制度ですが、特別償却と税額控除の併用が認められておらず、制度を利用する際にどちらが有利かを検討する必要がございます。→→→裏面左側で解説いたします。



## ～特別償却と税額控除、どちらが有利か～

どちらが有利かを検討する上でのポイントとして、特別償却と税額控除の明確な違いを把握する必要があります。

特別償却は、初年度の償却額こそ多くなりますが、トータルの減価償却費総額は通常の減価償却の場合と変わりません。

それに対し、税額控除は通常の減価償却に加えて 7%分の法人税額を控除する事が出来ます。

例) 対象資産…300 万円の機械装置

特別償却の場合→最終的に 300 万円の減価償却  
税額控除の場合→最終的に 300 万円の減価償却  
+ 21 万円の税額控除

そのため、トータルの税負担で見た場合、税額控除を選択した方が節税となる可能性が高いと言えます。

ただし、特別償却の選択が効果的なケースもあります。

① 固定資産の取得によって、資金繰りが苦しい場合

→特別償却により、取得期の法人税額を減らすことが出来ます

② 当期は赤字だが、2、3 年後に利益が出る見込みの場合

→税額控除の繰越が認められているのは 1 年間のため、繰越額が使えない + 予め赤字を出しておきことで、将来の利益と相殺する事で法人税額を減らすことが出来ます。

このように、有利不利の検討は、将来的な予想も加味する必要がございますので、注意が必要です。

## 今月のいろいろ「掲示板」

### ＜最低賃金の改定＞

10 月より、全国の最低賃金が改定されます。

引き上げ金額は既に決定しており、全国平均で 66 円の引き上げとなる見込みです。近年、最低賃金の引き上げ額は毎年最高値を更新しておりましたが、今年も最高値を更新する形（前年度は +51 円）となりました。

引き上げ額の最高値は熊本で、+82 円となります。

今回の引き上げにより、全 47 都道府県で時給 1,000 円超えが実現されることになりました。

主な都心部の時給は以下となります。

東京都…1,226 円 神奈川県…1,225 円

千葉県…1,140 円 埼玉県…1,141 円

また、最低賃金の変更による注意点が以下 2 点です。

#### ① <給与の締め日>

給与の締め日を跨いだ場合でも、改定日以降は改定後の最低賃金で給与計算を行う必要があります。

#### ② <本社の所在地>

本社と営業所の所在地が違う場合は、営業所の所在地が最低賃金の適用地域となります。

最低賃金の改定は毎年 10 月と決まっており、来年以降も確認を忘れないようにしましょう。

## 今月のあなたの運勢

✿ 血液型編 ✿

A型	B型	O型	AB型
積み重ねた努力に結果がみのる日がやってきそうです。しかしそれは終わりではありません。気を引き締めていきましょう。☺	身の回りが整頓されているか確認してみてください。身近なところに大きな発見があることもあります。😊	誰かのフォローに回ることが多くなりそうです。ですがそれも重要な機会です。流れに身をまかせましょう。😊	平和な月となるでしょう。安定して研鑽に励むもよし、休息をとるもよし、どちらにせよ自分を大切に過ごしましょう。



## 優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心より  
お待ちしております。